

平成29年度・第1回 富士見市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時	平成29年5月11日(木曜日) 午(前)・午後10時00分				
開催場所	富士見市役所 全員協議会室				
会議時間	開会	午(前)・午後10時00分		議長 萩元 寶三郎	
	閉会	午(前)・午後12時00分			
出席者数	委員 15名 事務局員 12名				
出席委員	会長	萩元 寶三郎		委員	斉田 征弘
	会長代理	吉野 欽三		委員	池内 八十四郎
	委員	新井 政子		委員	近藤 静江
	委員	黒田 隆夫		委員	長島 康治
	委員	加治 隆		委員	厚澤 茂男
	委員	梶 美智子		委員	坂本 益雄
	委員	田中 聰行		委員	飯島 達也
	委員	小柳 聡		委員	
欠席委員	委員	北村 善男		委員	
	委員	濱田 英治		委員	
	委員	河合 圭		委員	
事務局	市長	星野 光弘	保険年金課副課長	久保田 智子	担当書記
	市民生活部長	松田 豊	保険年金課主査	島田 裕介	
	市民生活部副部長兼収税課長	清水 昌人	保険年金課主任	三村 崇	
	健康増進センター所長	望月 多恵	保険年金課主任	上村 圭介	
	保険年金課長	塩野 英樹	収税課副課長	真中 剛	
	保険年金課副課長	横田 信二	収税課副課長	吉田 兼治	
会議録署名委員	加治 隆 委員 近藤 静江 委員				

◎開会及び開議の宣告

○保険年金課副課長 本日は、大変お忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます保険年金課副課長の久保田と申します。よろしくお願ひいたします。

最初に、お手元にあります資料の確認をさせていただきます。本日の次第、1枚めくっていただきまして名簿、別紙1と右側に書いてあります資料、その次がスケジュール、別紙2と書いてある資料となっております。あと、右側に「埼玉の国保」、「国民健康保険の概要」という冊子を配らせていただいておりますので、お時間があるときにお読みいただければと思います。それでは、座らせていただきます。

早速ですが、お手元の次第に沿って順次進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎委嘱状交付式

○保険年金課副課長 次第の2、委嘱状交付式をこれよりとり行います。

1号委員の方よりお名前をお呼びいたしますので、大変恐れ入りますが、前のほうへお進みいただきたいと存じます。保険者であります富士見市長が委嘱状をお渡し申し上げます。

委嘱状交付

◎保険者挨拶

○保険年金課副課長 続きます、保険者であります星野市長より挨拶を申し上げます。

○市長 皆さん、おはようございます。富士見市長、星野光弘でございます。本日は、大変お忙しい中を国民健康保険運営協議会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。本日ここに、運営協議会委員の委嘱状を18名の皆様に交付をさせていただきました。かつまた6名の新たな委員の皆様にもお願いすることとなりました。

日ごろから国民健康保険事業の運営に対しましては、ご理解とまたご協力を賜っておりますこと、厚く御礼を申し上げます。これより国民健康保険運営事業の健全な運営のため、皆様には慎重なる審議をよろしくお願ひ申し上げます。

ご存じのとおり、国民健康保険制度につきましては、年齢構成または医療費の水

準が、他の保険に比べまして大変高くなっております。また、一方では所得水準が低いという構造的な問題を抱えてございます。そのため、財政運営におきましては、依然として厳しい状況が続いております。各保険者は、国保税の歳入不足等による赤字補填として、毎年、一般会計からの法定外繰入を行っているところでございます。本市におきましても例外ではございません。そのため、平成30年、来年度になりますが、制度改正によりまして都道府県が新たに国保の保険者として加わり、国保の財政運営の責任主体となって、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、国保運営の中心的な役割を担うこととされております。市町村は、地域住民の身近な関係の中で、地域におけるきめ細かな事業を引き続き担うこととなっております。また、新たな制度におきます国保の基本的事項を定めます埼玉県国保運営方針案が作成を予定されております。また、市町村が県に国保事業費として納める納付金の試算額も示されております。当市におきましては、この納付金につきましては大変大きな課題となっております。従いまして、本協議会におきましてのご議論をよろしくお願い申し上げたいと思います。

今後におきましても、この社会保障制度の改革の動向や県の運営方針などを踏まえつつ、事業の安定と健全な財政の推進に取り組んでまいりたいと思います。どうぞ委員の皆様には、引き続きましてお力添えをお願い申し上げたいと思います。

結びに当たりまして、富士見市国民健康保険運営協議会の委員の皆様方のますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、国民健康保険事業の運営に一層のご理解とご支援を賜りますことを重ねてお願い申し上げさせていただいて、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎協議会委員・職員の紹介

- 保険年金課副課長 続きまして、次第4、協議会委員・職員の紹介に移りたいと思います。ここで、ご報告がございまして、2号委員の医師会代表、北村委員、濱田委員、4号委員、被用者保険等保険者代表の河合委員から欠席のご連絡をいただいております。それでは、1号委員より自己紹介をお願いしたいと思いますが、前にありますマイクに向かってお話しするときに、事前にスイッチを押していただきまして、青いランプが点灯しているのをご確認後、発言をお願いできればと思います。ご協力のほうよろしくお願ひいたします。

(協議会委員・職員の紹介)

◎協議事項

○保険年金課副課長 それでは、協議事項に入らせていただきます。

協議事項となっております運営協議会の会長及び会長代理の選出についてお願いしたいと存じます。本日が、新たな委員になりまして初めての会議となりますので、新会長が決定するまでの間、保険者が協議の進行を務めることとなっております。それでは、星野市長、よろしく願いいたします。

○市長 それでは、協議事項の冒頭、私のほうで議事進行をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず、選出に当たりましては、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づきまして、公益を代表する委員の中から選出されることとなっております。

これまでの国保運営協議会では、公益代表の皆様方で互選という方法を用いまして選出をされてきた経過がございます。同様の方式で選出されたらと考えてございますが、いかがございましょうか。

「異議なし」の声

○市長 ありがとうございます。異議なしの声をいただきました。それでは、第2委員会室を用意させていただいておりますので、移動いただき、協議をお願い申し上げます。その間、ほかの委員の皆様方には、暫し休憩をお願い申し上げます。

(午前10時27分)

○市長 再開いたします。

(午前10時40分)

○市長 大変お待たせをいたしました。

ただいま互選のほうを終了いたしました。協議がまとまりましたので、その結果をご報告させていただきます。

富士見市国民健康保険運営協議会会長には萩元實三郎委員、そして会長代理には吉野欽三委員が互選されております。

ここで、お諮りをいたします。ただいま互選されました会長、萩元委員、会長代理、吉野委員のご承認を拍手をもってお願い出来ましたらと存じますが、いかがでしょうか。(拍手)

ありがとうございます。それでは、早速ではございますが、会長に就任されました萩元委員にご挨拶をお願い申し上げます。

○会長 ただいま別室におきまして協議をさせて頂いた結果でございますが、市長の

からもご報告がございましたとおり、浅学非才な私でございますが、会長に選出をされました。私も先ほど申し上げましたとおり、この運営協議会をもう10年やらせていただいております。その前に実は市民部長のときに国保を担当しておりましたので、国保の内容そのものにつきましては、全てというわけではございませんけれども、もう11年経っておりますので忘れた部分があるわけでございます。皆様方に今後ともいろいろとご指導、ご鞭撻をいただきながら、国保運営協議会をまとめてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご協力をお願い申し上げます、甚だ簡単でございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。（拍手）

○市長 萩元会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様のご協力によりまして、私の役目は終了することができました。心から感謝を申し上げさせていただきます。これ以降の運営協議会の進行につきましては、萩元新会長さんをお願い申し上げたいと思います。本日は誠にありがとうございます。

（拍手）

○保険年金課副課長 以上をもちまして、協議事項を終了させていただきます。

この後、確認事項等がございますが、ここで保険者である市長は次の日程が控えておりますので、退席をさせていただくこととなります。

○市長 申しわけありません。よろしくお願いいたします。

○保険年金課副課長 それでは、会長、会長代理、前のお席へ移動をお願いいたします。

◎会議録署名委員の選出

○会長 それでは、先ほどご挨拶させていただきましたけれども、会長という大役を仰せつかったわけでございますが、どうか皆様方のご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

それでは、改めまして、ただいまより平成29年度第1回富士見市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

次の6の議事録署名委員の選出につきましてお願いいたします。これはどのような方法でよろしゅうございますか。それでは、私のほうから本日の議事録の署名委員を指名いたします。加治隆委員さんと近藤委員の2名をお願いいたします。よろしくどうぞお願いします。

◎確認事項

○会長 次に確認事項につきましてお願いいたします。国保広域化につきまして、別紙1を事務局で説明をお願いいたします。

○保険年金課長 それでは皆さん、改めまして保険年金課長の塩野と申します。よろしくお願いいたします。本日は、お忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。先ほど市長から国保運営協議会委員の委嘱をさせていただきました。任期は2年間となりますので、よろしくお願いいたします。国保制度は、昭和36年の国民皆保険の実現以来50年数年ぶりの大改革でございまして、来年度から都道府県化が予定されております。それに伴いまして、皆様には諮問させていただき、ご審議していただくことが多々ございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日初めて委員さんになられた方もおられますので、お配りしました資料1で、富士見市の国民健康保険の改革について少しお話をさせていただきます。着座にて失礼いたします。初めに国民健康保険改革についてということで、まず1番、社会保障と税の一体改革の経過についてでございます。これは、皆さんご存じのとおり、日本の医療制度は、誰もが安心して、また平等に医療を受けられる世界に誇れる国民皆保険制度でございます。しかしながら、年々増大していく社会保障費や少子高齢化、非正規労働者の雇用環境の悪化を背景といたしまして、平成20年度から国は社会保障と税の一体改革を検討してまいりました。国民皆保険制度を基盤とした将来にわたる持続可能な対策が検討され、実情に即した制度改革が急務となってきたわけでございます。税の一体改革につきましては、国は平成26年度に低所得者対策としまして、消費税5%から8%の増収分の中から約500億円を社会保障費に投入しております。

次に、2つ目の国民健康保険改革についてでございます。国民健康保険は現在、主に市町村単位で組織されており、各市町村が、国保の財政運営の責任主体として運営を行っているところでございます。しかしながら、この国民健康保険制度の公営化は68年前になります。当時の加入者と現在の加入者の傾向は、非常に変わってきて、現在では低所得者や高齢者が多く占めております。それに加え、高度医療化により1人当たりの医療費は毎年増々、増えております。その反面、1人当たりの所得といえば減少傾向というか、横ばいというのが現状でございます。これらを踏まえますと、国保運営につきましては、各市町村、大変厳しい国保運営を強いられているところでございます。

そのため、国は平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民

健康保険法等の一部を改正する法律を成立させました。これにより、平成30年度からの都道府県化という形で、県も新たに保険者として国保運営に加わりまして、市町村と国保が共同運営を行っていくものでございます。県は国保の財政運営の責任主体となり、また安定的な財政運営をしていきます。国保は構造的な問題がございますので、全国知事会、また市町村会は早期解決をずっと求めてきました。都道府県化の条件としまして、国は社会保障の財政基盤強化といたしまして、平成30年度より毎年3,400億円の公費投入を行うことになっておるわけでございます。

その下ですけれども、財政支援の拡充に関する概要というのがございますので、ご覧下さい。1,700億円が2か所書いてありますけれども、これは3,400億円の一部でございます。初めに、上の1,700億円が、平成27年度から低所得者対策を行った市町村に対しまして、その実績に応じた投入額です。富士見市では、大体1億4,000万円ぐらいの公費投入をしていただいております。また、その下、残りの1,700億円でございますが、これは平成30年度から自治体の責めによらない要因、また医療費の抑制、各市町村が医療費抑制に取り組んだことに対しまして保険者努力支援制度という形で、投入をしていただく予定になっております。

また、その下の2,000億円でございますが、平成27年度から約200億円を積み立てをしまして、新しく財政安定化基金というのを県は新設しております。目的といたしましては、予期せぬ給付増や、また保険税収納率の予定未達成等により収入が不足に陥った場合に県が貸し付けてくれる制度でございます。

次に、3番目なのですけれども、都道府県化による影響でございます。都道府県と市町村のそれぞれの役割分担、また仕事の仕組みを図で載せさせているものでございます。平成30年度以降、県と市町村の共同運営となっております。これにより、県は国保の財政運営の責任主体となりながら、市町村と共同に国保を運営していくこととなっております。その下の緑に囲まれた部分に埼玉県国民健康保険運営協議会というのがございます。これは、新たに埼玉県で立ち上げた協議会でございます。、富士見市の運営協議会と同じように、埼玉県が運営協議会というのを立ち上げました。そして、その運営協議会の中で、埼玉県全体の統一的な運営方針を定め、各市町村はそれに沿って運営を行っていくこととなります。

それでは、A市、B町、C村と書いてあるところですが、今までは、各市町村が医療費を捻出して支払っていたわけですが、都道府県化により、埼玉県が県内全ての総医療費を予測して計算します。そして、各市町村ごとの所得水準、医療費水準、また被保険者数を加味した上で、この予測総医療費を各市町村ごとに按分し、納付

金として示しますので、各市町村はそれを納めるものでございます。

また、県の役割という形で囲まれたところがあると思います。県の役割としては、国保の財政運営の責任主体となること。納付金の決定。その下が、標準保険税率等の設定。これは、示された納付金を納めるには、これだけの保険税率になるよ、富士見市さんであればこれが標準ですよという、そういう保険税率を設定し指示してまいります。それを参考に、各市町村は賦課をしていくわけなのですけれども、各市町村の考えで保険税を設定していくという形になりますので、ご理解ください。また、県は医療費の適正化の推進も行ってまいります。

では、都道府県化になったとき、市町村の役割は何かということなのですけれども、左側の四角の中でございます。実質やっていることは余り変わらず、資格管理、保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業を実施していくということでございます。大きく変わるのは、予算の項目が変わるというものでございます。以上が3番目でございます。

続きまして、4番目、富士見市の国保特別会計の財政状況でございます。国保特別会計は、保険税収入や国、県からの交付金・負担金等の歳入で国保を運営していくものとなっております。しかしながら、現在の歳入では医療費等の歳出を賄い切れず、一般会計から医療費の赤字補填分として毎年繰り入れを行っているわけでございます。グラフですけれども、まず歳入・歳出の状況でございます。青が歳入、オレンジというか黄色いほうが歳出になります。歳入が歳出を上回っていないわけなのですけれども、歳出が上回っておりますので、下のグラフ、法定外繰入の状況という形で、この足りない部分は法定外繰入をしているものでございます。この法定外繰入の金額ですけれども、非常に年によりばらつきがございます。これは、国からの補助金等の公費の増減や前々年度の精算等もございますので、一定ではございません。ただ、平均で言いますと、富士見市では約8億円前後の法定外繰り入れをしているのが現状でございます。

最後に、5番目の市町村の検討・対応事項でございます。まず、今年度、皆様に審議していただくのが賦課方式の検討。現在、富士見市は、医療分については4方式を採用しておりますが、全国的に、県もそうですけれども、推進は2方式となっておりますので、その辺の検討をお願いしたいと。また、先ほど申し上げました標準保険税率の検討。赤字解消計画の策定。これは、法定外繰入につきまして、国、県は解消していきなさいということをおっしゃるので、これについて議論をお願いしたいと考えております。その他といたしましては、賦課限度額の引き上げ。

これは地方税法施行令で定められた国民健康保険税の上限設定に国、県も都道府県化までに合わせなさいということなので、その辺の検討もお願いしたいと。都道府県化に向かったのシステム改修、また医療費抑制の保健事業の改善等について、1年かけて皆様に審議のほうをよろしくお願いしたいと考えております。

続きまして、1枚めくっていただきまして、運営協議会の簡単なのですけれども、スケジュールを記載させていただきまして。去年までは、議会前に補正等の諮問があった場合に運営協議会開催をさせていただいておりました。年3回から4回の開催になっておりましたが、今年度は都道府県化ということで、審議をお願いしたいと思っておりますので、年6回を予定しております。第1回目が本日の5月11日、2回目が6月29日、第3回目が8月3日を予定させていただいております。ただ、予定でございますので、その都度ご連絡をいたします。また、第4回目を9月、第5回目を10月、第6回目を平成30年の2月で予定をさせていただいております。

審議内容といたしましては、やはり都道府県化に向かったの賦課方式の変更、また税率等々ございます。そのほか決算、補正、予算が審議内容に含まれております。6月の第2回から、予定では賦課方式の諮問をさせて頂きまして、継続審議という形で、皆様には議論を重ねて頂きまして、大体、9月頃までに、答申をいただけたらというような予定ではあります。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただいま課長のほうから、平成29年度の富士見市国民健康保険改革についての説明、それから今後のスケジュールということで、2点にわたりまして説明を頂いたわけでございます。何か質疑がありましたら、挙手を願いまして質疑を受けさせて頂きますが、いかがでしょうか。

難問題が非常に多くなっておりますので、委員さんにおかれましても非常に苦労するかなというふうに考えるわけでございますが、事務局でも、事前に資料を送って頂いて、それで内容を検討し、それをこの運営協議会のほうに持ってきていただいて、議論すれば、かなり進んでいくのではないかなと私は考えますけれども、そのような方法が一番いいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員 初めてなので、内容は分からないですけれども、例えばこのグラフの4のところ、富士見市は人口が増えていますけれども、平成27年度と28年度の見込みですけれども、下がってきていますね。特に収入も、この収入と歳出の差も少し下がりはじめている。これは何かなされて、理由があると思うのですけれども、それがあればちょっとお聞きしたいなど。

○会長 事務局、ご説明できますか。

○保険年金課長 今ご質問いただきました平成27年度と28年度なのですけれども、富士見市全体の人口は増えてはいるのですけれども、国保の被保険者数は毎年減少傾向でございます。しかし高度医療化により、一人あたりの医療費、つまり単価は上がっているということが現状でございます。以上でございます。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 トータルとして被保険者数は下がっていると。この歳出が下がっている部分というのは、それはどういう理由だか、ちょっとお聞きしたいのですが。

○会長 保険年金課長

○保険年金課長 歳出が下がっている理由としては、被保険者数の減少の影響が、一人あたり医療費の伸びによる影響を上まわっているという形になります。

○会長 よろしゅうございますか。

○委員 はい。

○会長 ほかによろしゅうございますか。

「なし」の声

○会長 ないようでありますので、先ほど申し上げましたとおり、6月にこの大変な税率の課税方式という部分を見直さなければいけないというようになってまいりますので、それにつきまして事前に資料等を作成して頂きまして、各委員のほうに送付をお願いいたします。

◎報 告

○会長 それでは、続きまして、8番目です。8番目の国民健康保険税条例の一部改正につきまして、別紙2ですか、説明をお願いいたします。

○保険年金課主査 説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

別紙2、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてという用紙をご覧ください。初めての方もいらっしゃるので、分かりやすく説明しようかと思えます。

まず、専決処分というちょっと難しい言葉があるのですけれども、一番下に説明を書かせて頂いておりますので、先に下を読ませて頂きます。専決処分とは、とあります。本来、条例というのは議会の議決を経る必要がございます。しかし、議会を招集する時間がなく緊急を要する時があるわけです。そういったときは、市長は議会が議決すべき案件を決裁することができるということが、地方自治法第179条1項で定められています。その場合、市長は専決処分をした後に初めて開かれる議会

で専決処分を行ったことを報告して、議会の承認を求めなければならないとされています。これが専決処分という言葉の意味になります。なお、仮に議会で承認を得られなかったとしても、専決処分の効果には影響はございません。

では、内容について説明させていただきます。地方税法の施行令が改正されまして、国民健康保険税の減額の基準となる所得、これを軽減判定基準所得といいます。この計算方法を図表1のように改めました。平成28年度は、右側に書いてございます。平成29年度は左側です。変わった部分は、5割軽減の部分と2割軽減の部分でございまして、平成28年度は5割軽減が33万円足す26万5,000円掛ける被保険者数、1人世帯だったら掛ける1と、2人世帯だったら掛ける2というふうになるのですが、こちらの計算式が5,000円上がりまして、33万円足す27万円掛ける被保険者数というふうに変更しました。2割軽減も同様に、平成28年度課税においては33万円足す48万円掛ける被保険者という計算式だったのを、平成29年度から33万円足す49万円掛ける被保険者数ということで、こちらは1万円の増額となっております。

下の図表が、中央に小さい字で書いてあって申しわけなかったのですが、読ませていただきますと、基準を据え置くと、物価も上昇したために、少し収入が増えただけで、実質的な生活状況が変わらないにもかかわらず軽減から外れてしまうということがあります。つまり、年間所得が今まで81万円だった方が81万5,000円になりましたということで、年収がちょっと増えました。ところが、基準が81万円のままですと、2割軽減受けられていた方が、今年から軽減なしですとなくなってしまふと税金も上がるわけです。そうすると、5,000円上がったために税金が1万円増えてしまふと、逆に生活は苦しくなるということで、こういった事にならないように、国ではその年の経済見通しというのがあるわけですが、その経済動向、物価の変動率とか名目手取り賃金変動率、こういった指標を踏まえて、従来の軽減対象者が軽減から外れてしまわないように、基準も景気動向に合わせて引き上げるということで政令を公布しております。

第2、経緯と今後の予定ということなのでございますが、経緯というのが、こちらの政令が年度末の3月31日になりまして、やっと施行令が発布されまして、4月1日施行だというわけなのです。これは、とてもではないけれども、議会を招集している暇がないということで、専決処分になりました。6月議会において、議会には承認を求めるという方向で動いております。以上、報告させていただきます。

○会長 ただいま事務局のほうから、富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましての内容を説明いただきました。この内容につきまして、

ご質問がある方は挙手をお願いいたします。よろしゅうございますか。いいですか。

「なし」の声

◎閉会の宣告

○会長 それでは閉会ということで、会長代理にご挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いします。

○会長代理 長時間にわたりまして、ありがとうございました。いよいよ今日からスタートでございますけれども、私ごとではございますが、会長代理を務めることになりました。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速私のほうからもお願いがございまして、これから、先ほどもお話がございましたとおり、協議会の開催回数が非常に多くなっております。ぜひお体にご留意をしていただき、また大変仕事も忙しいと思っておりますけれども、スケジュールを調整していただき、次回からもぜひご出席をよろしくお願いをさせて頂きまして、閉会の言葉とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日はありがとうございました。

(午前12時)

上記会議録の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

会議録署名委員 会長

委員

委員